

日本年金機構理事長賞 山梨県 山本 栄子 様（60代 女性）

2010年12月1日、その日に起こった恐ろしい出来事を私は一生忘れないだろう。昼休み中の私に母から要領の得ない電話がかかって来た。何でも、息子の上司という人から電話で、息子が工場でけがをしたというのだ。母も良く事態を飲みこめない様子なので、折り返し電話をしようとした時、夫からの電話があった。息子が、会社で木材を裁断する機械にはさまれて、左の手首を切断したというものだった。

取るものもとりにあえず、夫と二人で息子が運ばれた病院へ向かった。会社の人達も多勢来てくれていて、これから手術室へ向かうという息子は、私の顔を見ると、「ダイジョウブ、ダイジョウブ」と笑って言った。麻酔もかかかっていなくて、痛みは極限に達していたであろうに、私を心配させまいと言った言葉に涙が出た。

とりあえず、切断した手首を接着する手術に入る。五時間かけて手術が終わり、何とか、繋がってほしいというみんなの願いも空しく、接着した手は、日が経つにつれて、だんだん黒く干涸びて指の先から壊死していった。あきらめて再切断したのは、十日後のことであった。その時点で、息子は障害者となった。

入院中は、友達や、会社の人達も多勢見舞いに来てくれて、明るくふるまっていた息子ではあったが、やはり、手がなくなったという事実は、彼の心に重い翳を落としたのだった。「右手でなくて良かったね」などとなぐさめのことをかけてくれたつもりであっても、本人にとっては、深く傷つくものであった。

それでも彼は、何とか片手で出来るようにと、リハビリも頑張った。そうした折、筋電義手というものの存在を知り、川崎の労災病院に二ヶ月入院して、義手の適応訓練を受け、細かい作業は出来ないにしても、何とか日常生活が出来るまでになった。前向きに生きようと彼は決断して会社へも復帰した。

私は、勤め先で、年金の事を少し勉強する機会があったので、障害年金の事について調べてみた。まず、障害の程度から等級を調べると、片手の前腕切断は、二級に該当する事が分かった。そして、二級では、障害厚生年金と障害基礎年金

の両方を受給出来ることも分かった。

ただ、私には一つ心配なことがあった。それは、年金の支給要件を満たしているかという事であった。つまり、保険料の納付期間が、全期間の三分の二以上あるか、あるいは事故の前々月までの一年間、きちんと保険料を納付してあるか、というものであった。

息子が大学生の時は経済的な理由で、学生納付特例制度を利用したが、その期間も、納付期間に入ることが分かり安心した。ただ、社会人になってから、アルバイトをしていた時期もあり、その間の保険料が納付してあるかも心配であったが、国民年金の納付書が届いた時に私の方で払っておいたことを思い出した。これで何とか年金を受給できると思ってほっとしたものである。

障害年金の手続きは、会社の方で面倒をみていただき、平成23年9月に、その年の1月に遡及しての金額が振り込まれた。その後二ヶ月に一度きちんと振込まれている。

息子は、現場の仕事から事務仕事になり、毎日パソコンに向かって頑張っている。彼が、これから、どういう人生を生きていくか、分からない。しかし、ハンディを負っている者にとって、一生を担保してもらえる障害年金は有難い。

今、若者の年金の納付率が下がっていると聞くと、私は若い人達に向かって、進言したい。一生のうちには、予期しない事が、多々起こるものだ。その為の守りとして、年金の納付は続けよう。本当に困った時は、相談すれば、免除制度を利用することも出来るだろう。年金ときくと年寄りのためのものという認識かも知れないが、そればかりではないことも覚えておいていただきたいと思う。